

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、小布施町財務規則（令和元年 7 月 1 日規則第 20 号）の規定により公示します。

令和 8 年 7 月 8 日

小布施町長 大宮 透

1 入札に付する事項

入札の目的	建設工事の請負契約
工事名 【発注担当課】	令和 8 年度 町道 22 号線舗装修繕工事 建設水道課 都市・建設係
工事箇所	小布施町大字小布施
工事内容	舗装修繕工 L=106.0m A=270 m ²
工事完成期限	令和 8 年 9 月 30 日まで

2 入札に関する者に必要な資格（入札参加資格要件）

対応する入札参加資格	小布施町入札参加資格を有する者のうち、建設工事参加資格「舗装工事」を付与されていること。
営業所の所在地	長野地域振興局又は北信地域振興局内に本店又は支店、営業所を有すること。
客観点数	問わない。
施工実績	設定なし。
地域貢献等	令和 7 年度小布施町の除雪業務を実施している者であること。
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（令和元年 7 月 1 日規則第 20 号）第 103 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 (3) 小布施町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 17 日条例第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。 (4) 有効な経営事項審査を有している者であること。 (5) 滞納している町税、県税等徴収金がないこと。
配置技術者	(1) 配置技術者について、1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する主任（監理）技術者を配置できること。（※監理技術者にあつては、当該建設工事業に係る監理技術者の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けているこ

	と。) (2) 配置する技術者は、本件入札日以前3ヶ月以上の雇用関係があること。 (3) 原則として契約時に配置技術者を変更することはできない。 (4) 配置技術者の工事経験：要件設定しない。 (5) 施工実績：要件設定しない。 (6) 参加企業形態：単独企業（単体企業による施工）であること。
--	--

3 設計図書に関すること

設計図書交付日時	令和8年7月8日 小布施町役場 建設水道課 都市・建設係 小布施町ホームページからダウンロードすること。
設計図書等の閲覧	閲覧を希望する場合は公示日から入札当日まで建設水道課窓口にて閲覧できる。(土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
質疑書受付時間	公示の日から令和8年7月15日午後5時15分まで
質疑書提出先	建設水道課 都市・建設係 担当 原田 (FAX: 026-247-3113) 「FAX 質疑用紙」を使用し、上記提出先へ FAX にて送信すること。
回答時期及び質疑回答書の閲覧	回答時期：令和8年7月16日 質疑回答書：小布施町ホームページで閲覧すること。

4 入札日及び入札書提出期限

開 札 日	令和8年7月23日9時00分から（公民館2階音楽室）
入 札 書 提 出 期 限	令和8年7月8日午前8時30分から令和8年7月22日午後5時15分まで
提 出 先	小布施町役場建設水道課 都市・建設係
提 出 方 法	(1) 封筒に入札書及び工事費内訳書を入れて3箇所を封印し、封筒の表面に商号又は名称、工事名、工事箇所、開札日及び「入札書在中」の旨を記載し提出すること。(入札書の日付は提出日とする。) (2) 入札書及び工事費内訳書様式については、任意様式とする。

5 入札事項等

前 払 金 の 適 用	小布施町財務規則による。
部 分 払 の 適 用	小布施町財務規則による。
入 札 保 証 金	小布施町財務規則第109条第1項の規定により免除。
契 約 の 保 証	<input type="checkbox"/> 金銭的保証 (10%以上) <input type="checkbox"/> 役務的保証 (30%以上) <input type="checkbox"/> 完成保証人による保証 (業務委託)
入 札 条 件	談合情報の提供があった場合は、入札を無効とします。
そ の 他	(1) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- | | |
|--|---|
| | <p>(2)入札の回数は2回とする。第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、再度入札を行う。第2回の入札を実施しても落札できないときは、最終回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積り回数は、2回を限度とする。</p> <p>(3) 最低制限価格未満での入札は失格とする。（地方自治法施行令第167条の10第2項）</p> <p>(4) 平成27年4月1日以降に執行する競争入札から初度入札時に積算内訳書を提出しなければならない。また、積算内訳書で算定した金額を超えて応札してはならない。（入札契約適正化法第12条）</p> |
|--|---|